

令和元年 9 月
令和元年第 4 回栃木市議会定例会
議案説明書（その 1）

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第95号	市長の専決処分事項の承認について	1
議案第96号	令和元年度栃木市一般会計補正予算(第4号)	別冊
議案第97号	令和元年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)	別冊
議案第98号	栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	4
議案第99号	栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例の制定について	5
議案第100号	栃木市森林環境譲与税基金条例の制定について	6
議案第101号	栃木市藤岡遊水池会館条例及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第102号	栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第103号	栃木市天幕使用条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第104号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第105号	栃木市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第106号	栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第107号	栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第108号	栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第109号	栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について	60
議案第110号	栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	74
議案第111号	栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正する条例の制定について	80
議案第112号	栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	96
議案第113号	道の駅にしかた条例及び道の駅みかも条例の一部を改正する条例の制定について	100
議案第114号	栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	106
議案第115号	栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定について	110

市長の専決処分事項の承認について

(損害賠償の額の決定)

提案理由

令和元年5月31日、栃木市都賀町家中地内において発生した公用車による交通事故に係る物件損害分について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をもって市の義務に属する損害賠償の額を決定したので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるもの。

[参照条文]

地方公営企業法抜粋

(地方自治法の適用除外)

第40条 略

- 2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しない。

栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例抜粋

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 上下水道事業の業務に対し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

地方自治法抜粋

(長の専決処分)

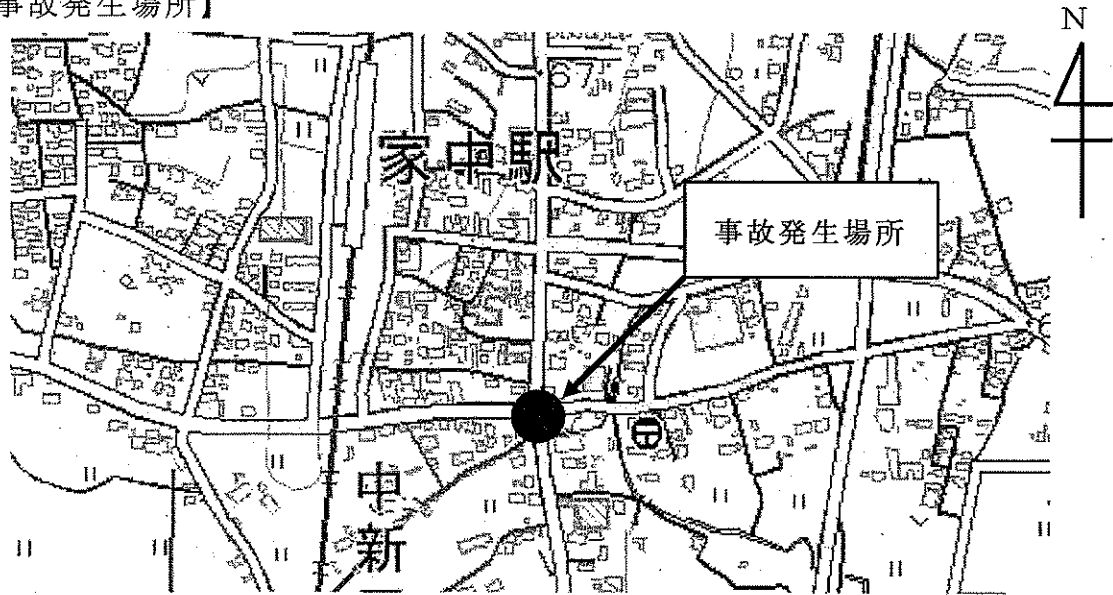
第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市長村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

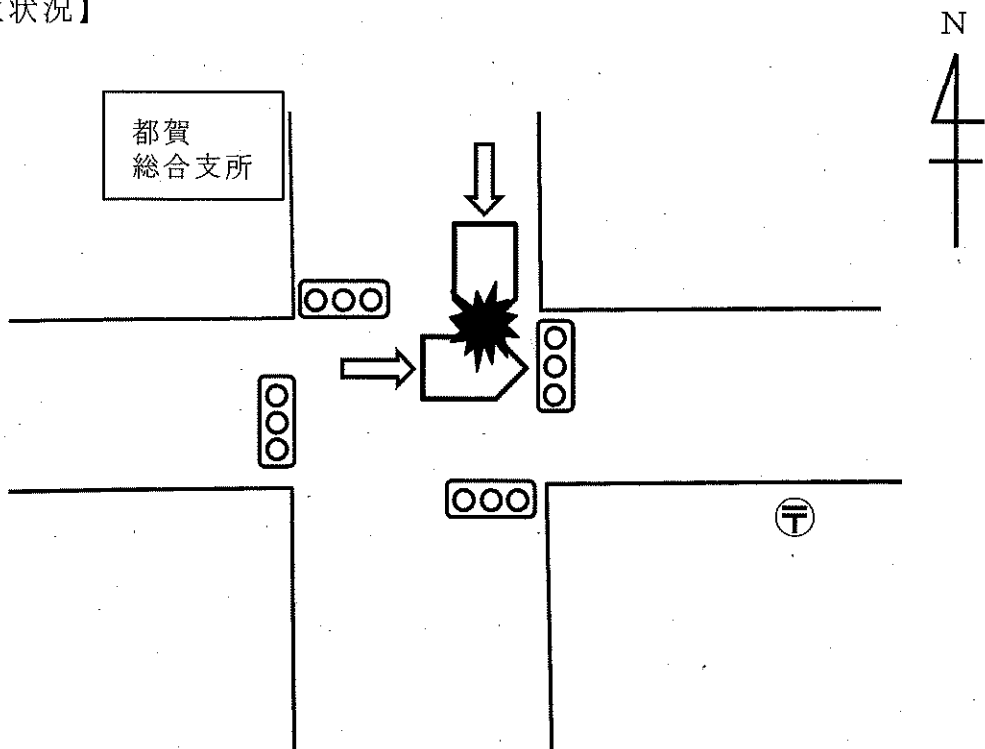
【事故発生場所】



※ 上記の地図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.427826/139.749098/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>) を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



公用車を運転中、赤信号を見落として交差点に進入し、走行中の車両の側面に衝突した。

(職 員 課)

議案第 9 8 号

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和 2 年度から新たに任用する会計年度任用職員の給与等について定めるため、栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(斎場整備室)

議案第99号

栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例の制定について

提案理由

栃木市新斎場整備運営事業の事業者の選定を行う附属機関として、栃木市新斎場PFI事業者選定委員会を設置するため、栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第98号と同じ。

(農林整備課)

議案第100号

栃木市森林環境譲与税基金条例の制定について

提案理由

市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市森林環境譲与税基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第98号と同じ。

(遊水地課)

議案第101号

栃木市藤岡遊水池会館条例及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市藤岡遊水池会館及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城の使用料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市藤岡遊水池会館条例及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市藤岡遊水池会館条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表関係)
- 2 栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表関係)

[参照条文]

議案第98号と同じ。

議案第101号（遊水地課）

栃木市藤岡遊水池会館条例及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市藤岡遊水池会館条例の一部改正】

別表（第8条関係）

区分	単位	使用料	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	1時間当たり	<u>250円</u>	<u>300円</u>

【栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部改正】

別表（第9条関係）

区分	使用料
研修室1	1時間につき <u>100円</u>
研修室2	1時間につき <u>100円</u>

備考 略

改 正 案

【栃木市藤岡遊水池会館条例の一部改正】

別表（第8条関係）

区分	単位	使用料	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	1時間当たり	<u>310円</u>	<u>450円</u>

【栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部改正】

別表（第9条関係）

区分	使用料
研修室1	1時間につき <u>150円</u>
研修室2	1時間につき <u>150円</u>

備考 略

(管 財 課)

議案第102号

栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

行政財産使用料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政財産使用料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

使用料算定基準を改めること。(別表関係)

[参照条文]

議案第98号と同じ。

現 行

別表（第2条関係）

行政財産使用料算定基準

種類	使用区分	算定基準（年額）
土地	電柱敷地等	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第8条に規定する額
	その他	評価額×4/100（営利を目的とする場合5/100） 使用期間が1月に満たないものは、 <u>消費税を要する。</u>
建物		〔評価額×7/100（営利を目的とする場合8/100）+当該建物の敷地に係る土地使用料相当額（当該建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額）×108/100〕

この表に定めのないものについては、市長が別に定める額

備考

- 1 評価額とは、適正な時価をいう。
- 2 土地又は建物の一部を使用許可する場合については、当該土地又は建物の評価額を当該土地又は建物の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額を評価額とする。

改 正 案

別表（第2条関係）

行政財産使用料算定基準

種類	使用区分	算定基準（年額）
土地	電柱敷地等	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第8条に規定する額
	その他	評価額×4/100（営利を目的とする場合5/100） 使用期間が1月に満たないものは、 <u>〔評価額×4/100（営利を目的とする場合5/100）〕×110/100</u>
建物		〔評価額×7/100（営利を目的とする場合8/100）+当該建物の敷地に係る土地使用料相当額（当該建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額）〕×110/100
この表に定めのないものについては、市長が別に定める額		

備考

- 1 評価額とは、適正な時価をいう。
- 2 土地又は建物の一部を使用許可する場合については、当該土地又は建物の評価額を当該土地又は建物の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額を評価額とする。

(管 財 課)

議案第103号

栃木市天幕使用条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

貸出用天幕の使用料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市天幕使用条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

使用料を改定すること。(第5条関係)

〔参照条文〕

議案第98号と同じ。

現 行

（使用料）

第5条 略

- 2 前項の使用料の額は、1張1日につき1,100円とする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

改 正 案

(使用料)

第5条 略

- 2 前項の使用料の額は、1張1日につき1,150円とする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(財 政 課)

議案第 1 0 4 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

手数料を徴収する事項と金額を改めること。

(別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 関係)

〔参照条文〕

議案第 9 8 号と同じ。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行	
別表第1(第2条関係)	
手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～15 略	略
16 租税特別措置法施行令第7条第10項 第5号又は第29条の4第9項第5号の規 定に基づく一般公共用自転車駐車場の認定	1件につき <u>5,500円</u>
17 納税証明、所得証明その他の市税に関 する証明	1件につき <u>200円</u> (多機能端末機により 所得証明又は住民税決定証明を交付する場合 にあつては、1通につき <u>180円</u>)
18 土地若しくは建物の評価証明、公課証 明又は所有証明	1通につき <u>200円</u> (土地は5筆以下、建 物は5棟以下を1通とし、1通増すごとにそ れぞれ100円を加算する。)
19 土地図面の写しの交付	1枚につき <u>200円</u>
20 住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1通につき <u>200円</u> (多機能端末機により 住民票の写しを交付する場合にあつては、1 通につき <u>180円</u>)
20の2・20の3 略	略
21 印鑑登録証の交付	1件につき <u>200円</u>
22 印鑑登録証明	1通につき <u>200円</u> (多機能端末機により 交付する場合にあつては、1件につき <u>180 円</u>)
23 認可地縁団体告示事項証明	1件につき <u>200円</u>
24 認可地縁団体印鑑登録証明	1通につき <u>200円</u>
25 資格、身分又は諸証明	1通につき <u>200円</u>
26 営業等に関する証明	1通につき <u>200円</u>
27 公簿又は公文書の写しの交付	1枚につき <u>200円</u>
28 公簿の閲覧	1冊につき <u>200円</u>
29 土地図面の閲覧	1枚につき <u>200円</u>

改 正 案

別表第1 (第2条関係)

手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～15 略	略
16 納税証明、所得証明その他の市税に関する証明	1件につき <u>300円</u> (多機能端末機により所得証明又は住民税決定証明を交付する場合には、1通につき <u>200円</u>)
17 土地若しくは建物の評価証明、公課証明又は所有証明	1通につき <u>300円</u> (土地は5筆以下、建物は5棟以下を1通とし、1通増すごとにそれぞれ100円を加算する。)
18 土地図面の写しの交付	1枚につき <u>300円</u>
19 住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1通につき <u>300円</u> (多機能端末機により住民票の写しを交付する場合には、1通につき <u>200円</u>)
20・21 略	略
22 印鑑登録証の交付	1件につき <u>300円</u>
23 印鑑登録証明	1通につき <u>300円</u> (多機能端末機により交付する場合には、1件につき <u>200円</u>)
24 認可地縁団体告示事項証明	1件につき <u>300円</u>
25 認可地縁団体印鑑登録証明	1通につき <u>300円</u>
26 資格、身分又は諸証明	1通につき <u>300円</u>
27 営業等に関する証明	1通につき <u>300円</u>
28 公簿又は公文書の写しの交付	1枚につき <u>300円</u>
29 公簿の閲覧	1冊につき <u>300円</u>
30 土地図面の閲覧	1枚につき <u>300円</u>

現 行

30 住民票の閲覧	1件につき <u>200円</u> (1人30分以内を1件とし、30分を超えるごとに <u>200円</u> を加算する。)
31～39 略	略
40 救急搬送証明	1通につき <u>200円</u>
41 その他の証明	1件につき <u>200円</u>

備考 略

別表第2 (第2条関係)

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額				
1～40 略	略	略				
41 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定	<p>長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料 次に掲げる審査の区分1及び2に定める金額を合算した金額</p> <p>1 略</p> <p>2 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査 次に掲げる審査の区分(1)、(2)及び(3)に定める金額を合算した金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第6条の3第1項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって確かめられる安全性を有する場合</p>					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">適合性判定部分の床面積 の合計</td> <td style="text-align: center;">適合性判定1棟につき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000平方メートル 以内のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>115,350円</u></td> </tr> </table>	適合性判定部分の床面積 の合計	適合性判定1棟につき	1,000平方メートル 以内のもの	<u>115,350円</u>	
適合性判定部分の床面積 の合計	適合性判定1棟につき					
1,000平方メートル 以内のもの	<u>115,350円</u>					

改 正 案

3 1 住民票の閲覧	1 件につき <u>300円</u> (1人30分以内を1件とし、30分を超えるごとに <u>300円</u> を加算する。)
3 2～4 0 略	略
4 1 その他の証明	1 件につき <u>300円</u>

備考 略

別表第 2 (第 2 条関係)

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～4 0 略	略	略
4 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定	長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料 次に掲げる審査の区分1及び2に定める金額を合算した金額	
	1 略 2 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査 次に掲げる審査の区分(1)、(2)及び(3)に定める金額を合算した金額 (1) 略 (2) 法第6条の3第1項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって確かめられる安全性を有する場合	
	適合性判定部分の床面積の合計	適合性判定1棟につき
	1,000平方メートル以内のもの	<u>120,700円</u>

現

行

1,000平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内	<u>143,700円</u>
2,000平方メートル を超え10,000平方 メートル以内	<u>157,350円</u>
10,000平方メート ルを超え50,000平 方メートル以内	<u>199,350円</u>
50,000平方メート ルを超えるもの	<u>337,950円</u>

イ ア以外の場合

適合性判定部分の床面積 の合計	適合性判定1棟につき
1,000平方メートル 以内のもの	<u>166,800円</u>
1,000平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内	<u>222,450円</u>
2,000平方メートル を超え10,000平方 メートル以内	<u>255,000円</u>
10,000平方メート ルを超え50,000平 方メートル以内	<u>336,900円</u>
50,000平方メート	<u>619,350円</u>

改 正 案

1,000平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内	<u>150,400円</u>
2,000平方メートル を超え10,000平方 メートル以内	<u>164,700円</u>
10,000平方メート ルを超え50,000平 方メートル以内	<u>208,700円</u>
50,000平方メート ルを超えるもの	<u>353,900円</u>

イ ア以外の場合

適合性判定部分の床面積 の合計	適合性判定1棟につき
1,000平方メートル 以内のもの	<u>174,600円</u>
1,000平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内	<u>232,900円</u>
2,000平方メートル を超え10,000平方 メートル以内	<u>267,000円</u>
10,000平方メート ルを超え50,000平 方メートル以内	<u>352,800円</u>
50,000平方メート	<u>648,700円</u>

現 行

	ルを超えるもの	
	(3) 略	
4 2 ・ 4 3 略	略	
4 4 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 略 2 1 の申請に併せて行う建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額 (1) 略 (2) 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定（以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当する一の建築物（法第 2 0 条第 2 項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあっては、当該建築物の部分）ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、次に定める金額を算出

改 正 案

	ルを超えるもの	
	(3) 略	
4 2 ・ 4 3 略	略	
4 4 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 略 2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額 (1) 略 (2) 建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定（以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当する一の建築物（法第20条第2項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあっては、当該建築物の部分）ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、次に定める金額を算出

現

行

して得た金額を合算した金額

ア 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積（構造計算適合性判定に係る部分の床面積に限る。(イ)から(オ)まで及びイにおいて同じ。)の合計が1,000平方メートル以内の場合 115,350円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 143,700円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方

改 正 案

して得た金額を合算した金額

ア 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積（構造計算適合性判定に係る部分の床面積に限る。(イ)から(オ)まで及びイにおいて同じ。)の合計が1,000平方メートル以内の場合 120,700円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 150,400円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方

メートル以内の場合

157,350円

- (エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合

199,350円

- (オ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合

337,950円

イ アに掲げる構造計算適合性判定以外の構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の場合 166,800円

- (イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 22,450円

- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方

改 正 案

メートル以内の場合

164,700円

(エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合

208,700円

(オ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合

353,900円

イ アに掲げる構造計算適合性判定以外の構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の場合

174,600円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合

32,900円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方

現 行

		<p style="text-align: right;">メートル以内の場合 <u>255,000円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 <u>336,900円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 <u>619,350円</u></p> <p>(3) 略</p>
45～49 略	略	略
50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額	<p>1 略</p> <p>2 1の申請に併せて行う法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第6条の3第1項の構造計算適合性判定（以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当する一の建築物（法第20条第2項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分）ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p>

改 正 案

		<p style="text-align: right;">メートル以内の場合 <u>267,000円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 <u>352,800円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 <u>648,700円</u></p> <p>(3) 略</p>
45～49 略	略	略
<p>50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 略</p> <p>2 1の申請に併せて行う法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第6条の3第1項の構造計算適合性判定（以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当する一の建築物（法第20条第2項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分）ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p>	

ア 法第20条第1項第2号イ又は第3号イの構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積（構造計算適合性判定に係る部分の床面積に限る。（イ）から（オ）まで及びイにおいて同じ。）の合計が1,000平方メートル以内の場合 115,350円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 143,700円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 157,350円

(エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 199,350円

(オ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 337,950円

イ アに掲げる構造計算適合性判定以外の構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の場合 166,800円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 222,450円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1

改 正 案

ア 法第20条第1項第2号イ又は第3号イの構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積（構造計算適合性判定に係る部分の床面積に限る。（イ）から（オ）まで及びイにおいて同じ。）の合計が1,000平方メートル以内の場合 120,700円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 150,400円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 164,700円

(ハ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 208,700円

(ニ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 353,900円

イ アに掲げる構造計算適合性判定以外の構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の場合 174,600円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 232,900円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1

現 行

	0,000平方メートル以内の場合 <u>255,000円</u> (エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内の場合 <u>336,900円</u> (オ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える 場合 <u>619,350円</u> (3) 略
51・52 略	略

別表第4 (第2条関係)

標準事務	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 略	略	略
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 略 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	略 ア～エ 略 オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 略 (3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付

改 正 案

	<p style="text-align: right;">0, 000平方メートル以内の場合 <u>267, 000円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が10, 000平方メートルを超え50, 000平方メートル以内の場合 <u>352, 800円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が50, 000平方メートルを超える場合 <u>648, 700円</u></p> <p>(3) 略</p>
51・52 略	略

別表第4 (第2条関係)

標準事務	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 略	略	略
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	<p>1 略</p> <p>2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>略</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10, 000キロリットル以上50, 000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付</p>

現

行

		特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,580,000円</u>
		(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,940,000円</u>
		(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,260,000円</u>
		(6)～(8) 略
		カ～シ 略
	3 略	略
3～7 略	略	略

改 正 案

		<p>特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 59</u> <u>0, 000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が50, 000キロリットル以上100, 000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 95</u> <u>0, 000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が100, 000キロリットル以上200, 000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 2</u> <u>70, 000円</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>カ～シ 略</p>
	3 略	略
3～7 略	略	略

(市民生活課)

議案第105号

栃木市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市消費生活センターの移転に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市消費生活センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市消費生活センターの位置を改めること。(第2条関係)

[参照条文]

議案第98号と同じ。

議案第105号（市民生活課）

栃木市消費生活センター条例の一部を改正する条例

現	行
(名称及び位置)	
第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	栃木市消費生活センター
位置	<u>栃木市入舟町15番5号</u>

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市消費生活センター

位置 栃木市万町9番25号

(市民生活課)

議案第106号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

印鑑の登録事項の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市印鑑条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 字句の整理を行うこと。
(第2条、第6条、第12条及び第13条関係)
- 2 印鑑の登録事項に旧氏を加え、男女の別を削ること。(第5条関係)

〔参照条文〕

議案第98号と同じ。

現 行

（登録資格）

第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者（満15歳未満の者及び成年被後見人を除く。）は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。

（印鑑の登録）

第5条 略

2 印鑑の登録は、印鑑登録原票及び電子計算機（以下「印鑑登録原票等」という。）に次に掲げる事項を登録しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 氏名（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

(4) 男女の別

(5) 出生の年月日

(6) 住所

(7) 印影

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

（印鑑の登録の拒否）

第6条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していると認められないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

改 正 案

(登録資格)

第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者（満15歳未満の者及び成年被後見人を除く。）は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。

(印鑑の登録)

第5条 略

2 印鑑の登録は、印鑑登録原票及び電子計算機（以下「印鑑登録原票等」という。）に次に掲げる事項を登録しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（政令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

(4) 出生の年月日

(5) 住所

(6) 印影

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

(印鑑の登録の拒否)

第6条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していると認められないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(7) 略

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票等の職権抹消)

第12条 市長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、職権で当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票等を抹消しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更することにより、第6条第1項第1号に該当することとなったとき。

(4) 略

2 略

第3章 印鑑登録の証明

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 略

2 略

3 前項の印鑑登録証明書は、印鑑登録原票等に登録されている印影及び第5条第2項第3号から第8号までに掲げる事項について電子計算機により出力し、又は複写機により写しを作成し、この写しが印鑑登録原票の原本の写しであることを証明する方法により作成するものとする。

4 略

改 正 案

(3)～(7) 略

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票等の職権抹消)

第12条 市長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、職権で当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票等を抹消しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 氏名、氏 (氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)

又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。) を変更することにより、第6条第1項第1号に該当することとなったとき。

(4) 略

2 略

第3章 印鑑登録の証明

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 略

2 略

3 前項の印鑑登録証明書は、印鑑登録原票等に登録されている印影及び第5条第2項第3号から第7号までに掲げる事項について電子計算機により出力し、又は複写機により写しを作成し、この写しが印鑑登録原票の原本の写しであることを証明する方法により作成するものとする。

4 略

(環 境 課)

議案第107号

栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

一般廃棄物処理手数料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

一般廃棄物処理手数料を改めること。(別表関係)

[参照条文]

議案第98号と同じ。

議案第107号（環境課）

栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

現 行

別表（第13条関係）

種別	取扱区分	手数料	備考
し尿	(1) 普通手数料 一般世帯から排出されるもの ア 基本料金（人員制） イ 加算料金 （ア）回数割 （イ）特殊加算金	世帯人員1人につき 1月 <u>400円</u> 1月当たり1回を超える収集に1回ごとに世帯人員1人につき <u>200円</u> 特殊便槽を使用する一般世帯について、収集1回につき <u>550円</u>	(1) 世帯人員は、毎月1日現在で当該世帯に生活する者とする。 (2) 月の途中で収集を開始し、又は廃止した場合は当該月に収集したときはその月分を徴収する。 (3) 特殊便槽とは無臭トイレ等の改良便所で水を使用することによって本来の機能が発揮されるものをいう。
	(2) 特別手数料 便槽を使用する者が不特定多数の事業所等又は特殊事情により前号の普通手数料が不相当と思われる一般世帯から排出されるもの	18リットル（18リットル未満の場合も18リットルとみなす）につき <u>200円</u>	
動物の死体		1体につき <u>1,000円</u>	愛玩動物に限る。
粗大ごみ	(1) 容量及び重量が比較的少なく収集効率が良いもの ア 自転車（子供用も含む。）	1台につき <u>500円</u>	

改 正 案

別表（第13条関係）

種別	取扱区分	手数料	備考
し尿	(1) 普通手数料 一般世帯から排出されるもの ア 基本料金（人員制） イ 加算料金 (ア) 回数割 (イ) 特殊加算金	世帯人員1人につき 1月 <u>420円</u> 1月当たり1回を超える収集に1回ごとに世帯人員1人につき <u>210円</u> 特殊便槽を使用する一般世帯について、収集1回につき <u>580円</u>	(1) 世帯人員は、毎月1日現在で当該世帯に生活する者とする。 (2) 月の途中で収集を開始し、又は廃止した場合で当該月に収集したときはその月分を徴収する。 (3) 特殊便槽とは無臭トイレ等の改良便所で水を使用することによって本来の機能が発揮されるものをいう。
	(2) 特別手数料 便槽を使用する者が不特定多数の事業所等又は特殊事情により前号の普通手数料が不当と思われる一般世帯から排出されるもの	18リットル（18リットル未満の場合も18リットルとみなす）につき <u>210円</u>	
動物の死体		1体につき <u>1,100円</u>	愛玩動物に限る。
粗大ごみ	(1) 容量及び重量が比較的少なく収集効率が良いもの ア 自転車（子供用も含む。）	1台につき <u>1,000円</u>	

現

行

イ ストープ及びファンヒーター（灯油等を使用するものに限る。）

ウ いす

エ その他これに類するもの

(2) 容量及び重量が標準的なもの 1台につき 1,000 円

ア 机（学習用等）

イ ソファ（小型）

ウ 家具（高さ170センチメートル未満及び幅150センチメートル未満）

エ その他これに類するもの

(3)～(5) 略

略

略

改 正 案

イ ストープ及びファンヒーター（灯油等を使用するものに限る。） ウ いす エ その他これに類するもの		
(2) 容量及び重量が標準的なもの ア 机（学習用等） イ ソファ（小型） ウ 家具（高さ170センチメートル未満及び幅150センチメートル未満） エ その他これに類するもの	1台につき <u>2,000</u> 円	
(3)～(5) 略	略	略

栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を改正
する条例の制定について

提案理由

栃木市隣保館及び栃木市真名子夢ホールの使用料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市隣保館条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表関係)
- 2 栃木市真名子夢ホール条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表関係)

〔参照条文〕

議案第98号と同じ。

議案第108号（人権・男女共同参画課）

栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市隣保館条例の一部改正】

別表（第6条関係）

利用施設		使用料
栃木市大平隣保館	和室	1時間につき <u>300円</u>
	多目的ホール	1時間につき <u>1,100円</u>
	教養娯楽室	1時間につき <u>400円</u>

【栃木市真名子夢ホール条例の一部改正】

別表（第7条関係）

区分	利用時間	午前9時から午後	午後5時から午後1
		5時まで	0時まで
市内の団体		無料	
市内の個人	1時間につき	<u>300円</u>	<u>300円</u>
市外の団体	1時間につき	<u>300円</u>	<u>300円</u>
収益を目的とする場合		<u>8,000円</u>	<u>6,000円</u>

改 正 案

【栃木市隣保館条例の一部改正】

別表（第6条関係）

利用施設		使用料
栃木市大平隣保館	和室	1時間につき <u>310円</u>
	多目的ホール	1時間につき <u>1,150円</u>
	教養娯楽室	1時間につき <u>420円</u>

【栃木市真名子夢ホール条例の一部改正】

別表（第7条関係）

区分	利用時間	午前9時から午後	午後5時から午後1
		5時まで	0時まで
市内の団体		無料	
市内の個人	1時間につき	<u>310円</u>	<u>310円</u>
市外の団体	1時間につき	<u>310円</u>	<u>310円</u>
収益を目的とする場合		<u>8,380円</u>	<u>6,280円</u>

栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

提案理由

栃木市大平地域福祉センター等の使用料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市地域福祉センター条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表第2関係)
- 2 栃木市渡良瀬の里条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表関係)
- 3 栃木市老人福祉センター条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表第2関係)
- 4 栃木市小野寺ふれあい館条例の一部改正
使用料を改定すること。(第8条関係)
- 5 栃木市健康福祉センター条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表関係)
- 6 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表関係)

[参照条文]

議案第98号と同じ。

議案第109号（福祉総務課）

栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正する条例

現 行

【栃木市地域福祉センター条例の一部改正】

別表第2（第9条、第19条関係）

1 栃木市大平地域福祉センター

区分		使用料	
施設	研修室1	1時間につき	<u>1,050円</u>
	研修室2	1時間につき	<u>1,050円</u>
	和室	1時間につき	<u>1,050円</u>
	学習室	1時間につき	<u>1,050円</u>
	木工室	1時間につき	<u>1,050円</u>
	ボランティアルーム1	1時間につき	<u>520円</u>
	ボランティアルーム2	1時間につき	<u>520円</u>
物品	陶芸窯	1回につき	<u>6,300円</u>

2 略

【栃木市渡良瀬の里条例の一部改正】

別表（第9条関係）

区分		使用料	
入館者	一般	<u>1日300円</u>	<u>回数券3,000円</u>
	略	略	略
グランドゴルフ等利用者	略	略	
	市外居住者	<u>1日300円</u>	入館料含む。

備考 略

【栃木市老人福祉センター条例の一部改正】

別表第2（第10条、第21条関係）

利用者区分	使用料

改 正 案

【栃木市地域福祉センター条例の一部改正】

別表第2（第9条、第19条関係）

1 栃木市大平地域福祉センター

区分		使用料
施設	研修室1	1時間につき <u>1,100円</u>
	研修室2	1時間につき <u>1,100円</u>
	和室	1時間につき <u>1,100円</u>
	学習室	1時間につき <u>1,100円</u>
	木工室	1時間につき <u>1,100円</u>
	ボランティアルーム1	1時間につき <u>540円</u>
	ボランティアルーム2	1時間につき <u>540円</u>
物品	陶芸窯	1回につき <u>6,600円</u>

2 略

【栃木市渡良瀬の里条例の一部改正】

別表（第9条関係）

区分		使用料	
入館者	一般	<u>1日310円</u>	<u>回数券3,100円</u>
	略	略	略
グランドゴルフ等利用者	略	略	
	市外居住者	<u>1日310円</u>	入館料含む。

備考 略

【栃木市老人福祉センター条例の一部改正】

別表第2（第10条、第21条関係）

利用者区分	使用料

現 行

市内居住者	小学生以下の者	無料
	一般	1日 <u>300円</u>
	60歳以上の者	1日 100円
略		略
市外居住者		1日 <u>400円</u>
略		略

備考 略

【栃木市小野寺ふれあい館条例の一部改正】

(使用料)

第8条 ふれあい館の使用料は、次のとおりとする。

区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
交流室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>400円</u>

【栃木市健康福祉センター条例の一部改正】

別表 (第10条、第19条関係)

1 栃木市大平健康福祉センター

(1) 会議室等

区分	単位	金額
大会議室	1時間当たり	<u>1,050円</u>
小会議室	1時間当たり	<u>840円</u>
大・小会議室併用	1時間当たり	<u>1,510円</u>
研修室1	1時間当たり	<u>840円</u>
研修室2	1時間当たり	<u>840円</u>
多目的ホール	1時間当たり	<u>1,050円</u>
母子指導室 (プレイルームを含む。)	1時間当たり	<u>1,050円</u>

改 正 案

市内居住者	小学生以下の者	無料
	一般	1日 <u>310円</u>
	60歳以上の者	1日 100円
略		略
市外居住者		1日 <u>420円</u>
略		略

備考 略

【栃木市小野寺ふれあい館条例の一部改正】

(使用料)

第8条 ふれあい館の使用料は、次のとおりとする。

区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
交流室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>420円</u>

【栃木市健康福祉センター条例の一部改正】

別表 (第10条、第19条関係)

1 栃木市大平健康福祉センター

(1) 会議室等

区分	単位	金額
大会議室	1時間当たり	<u>1,100円</u>
小会議室	1時間当たり	<u>880円</u>
大・小会議室併用	1時間当たり	<u>1,540円</u>
研修室1	1時間当たり	<u>880円</u>
研修室2	1時間当たり	<u>880円</u>
多目的ホール	1時間当たり	<u>1,100円</u>
母子指導室 (プレイルームを含む。)	1時間当たり	<u>1,100円</u>

現 行

調理実習室	1時間当たり	1,260円
-------	--------	--------

(2) 浴室、脱衣室及びラウンジ並びに大広間及び小広間

区分	入館券 (1枚)	回数券 (入館券11枚)
65歳以上	200円	2,000円
一般	300円	3,000円
障がい者	200円	2,000円
中学生・高校生	200円	2,000円
略	略	略

(3) トレーニングルーム

区分	単位	金額
一般 (16歳以上64歳以下)	1日当たり	500円
	1月当たり	5,000円
	3月当たり	12,000円
	6月当たり	21,000円
65歳以上及び障がい者	1日当たり	350円
	1月当たり	3,500円
	3月当たり	8,400円
	6月当たり	14,700円

(4) 略

2 栃木市岩舟健康福祉センター

(1) 会議室等

区分	単位	金額
第1会議室	1時間当たり	300円
第2会議室	1時間当たり	300円
第1・第2会議室併用	1時間当たり	500円
検診室 (健康相談室を含む。)	1時間当たり	1,470円
調理実習室	1時間当たり	500円

改 正 案

調理実習室	1時間当たり	1,320円
-------	--------	--------

(2) 浴室、脱衣室及びラウンジ並びに大広間及び小広間

区分	入館券(1枚)	回数券(入館券11枚)
65歳以上	210円	2,100円
一般	310円	3,100円
障がい者	210円	2,100円
中学生・高校生	210円	2,100円
略	略	略

(3) トレーニングルーム

区分	単位	金額
一般(16歳以上64歳以下)	1日当たり	520円
	1月当たり	5,200円
	3月当たり	12,480円
	6月当たり	21,840円
65歳以上及び障がい者	1日当たり	360円
	1月当たり	3,600円
	3月当たり	8,640円
	6月当たり	15,120円

(4) 略

2 栃木市岩舟健康福祉センター

(1) 会議室等

区分	単位	金額
第1会議室	1時間当たり	450円
第2会議室	1時間当たり	450円
第1・第2会議室併用	1時間当たり	750円
検診室(健康相談室を含む。)	1時間当たり	1,540円
調理実習室	1時間当たり	750円

現 行

親子室		無料
ボランティア室		無料
カラオケ	1曲当たり	<u>200円</u>

(2) 浴室及び脱衣室並びに大広間及び静養室

区分	入館券 (1枚)	回数券 (入館券11枚)
65歳以上	<u>200円</u>	<u>2,000円</u>
一般	<u>300円</u>	<u>3,000円</u>
障がい者	<u>200円</u>	<u>2,000円</u>
中学生・高校生	<u>200円</u>	<u>2,000円</u>
略	略	略

(3) トレーニング室兼機能回復訓練室

区分	単位	金額
一般 (16歳以上64歳以下)	1日当たり	<u>500円</u>
	1月当たり	<u>5,000円</u>
	3月当たり	<u>12,000円</u>
	6月当たり	<u>21,000円</u>
65歳以上及び障がい者	1日当たり	<u>350円</u>
	1月当たり	<u>3,500円</u>
	3月当たり	<u>8,400円</u>
	6月当たり	<u>14,700円</u>

【栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部改正】

別表に次のように加える。

3 栃木市北部健康福祉センター

(1) 会議室等

区分	単位	金額
会議室	1時間当たり	<u>630円</u>

改 正 案

親子室		無料
ボランティア室		無料
カラオケ	1曲当たり	<u>210円</u>

(2) 浴室及び脱衣室並びに大広間及び静養室

区分	入館券（1枚）	回数券（入館券11枚）
65歳以上	<u>210円</u>	<u>2,100円</u>
一般	<u>310円</u>	<u>3,100円</u>
障がい者	<u>210円</u>	<u>2,100円</u>
中学生・高校生	<u>210円</u>	<u>2,100円</u>
略	略	略

(3) トレーニング室兼機能回復訓練室

区分	単位	金額
一般（16歳以上64歳以下）	1日当たり	<u>520円</u>
	1月当たり	<u>5,200円</u>
	3月当たり	<u>12,480円</u>
	6月当たり	<u>21,840円</u>
65歳以上及び障がい者	1日当たり	<u>360円</u>
	1月当たり	<u>3,600円</u>
	3月当たり	<u>8,640円</u>
	6月当たり	<u>15,120円</u>

【栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部改正】

別表に次のように加える。

3 栃木市北部健康福祉センター

(1) 会議室等

区分	単位	金額
会議室	1時間当たり	<u>660円</u>

現 行

多目的ホール1	1時間当たり	840円
多目的ホール2	1時間当たり	840円
多目的ホール全面	1時間当たり	1,470円
相談室	1時間当たり	320円
和室1	占有	630円
	占有以外	無料
和室2	占有	630円
	占有以外	無料
調理実習室	1時間当たり	1,260円
プレイルーム		無料

(2) 略

(3) トレーニングルーム

区分	単位	金額
一般（16歳以上64歳以下）	1日当たり	500円
	1月当たり	5,000円
	3月当たり	12,000円
	6月当たり	21,000円
65歳以上及び障がい者	1日当たり	350円
	1月当たり	3,500円
	3月当たり	8,400円
	6月当たり	14,700円

(4) 歩行用プール

区分	単位	金額
----	----	----

改 正 案

多目的ホール1	1時間当たり	<u>880円</u>
多目的ホール2	1時間当たり	<u>880円</u>
多目的ホール全面	1時間当たり	<u>1,540円</u>
相談室	1時間当たり	<u>330円</u>
和室1	占有	<u>660円</u>
	占有以外	無料
和室2	占有	<u>660円</u>
	占有以外	無料
調理実習室	1時間当たり	<u>1,320円</u>
プレイルーム		無料

(2) 略

(3) トレーニングルーム

区分	単位	金額
一般（16歳以上64歳以下）	1日当たり	<u>520円</u>
	1月当たり	<u>5,200円</u>
	3月当たり	<u>12,480円</u>
	6月当たり	<u>21,840円</u>
65歳以上及び障がい者	1日当たり	<u>360円</u>
	1月当たり	<u>3,600円</u>
	3月当たり	<u>8,640円</u>
	6月当たり	<u>15,120円</u>

(4) 歩行用プール

区分	単位	金額
----	----	----

現 行

一般（16歳以上64歳以下）	1日当たり	500円
	1月当たり	5,000円
	3月当たり	12,000円
	6月当たり	21,000円
65歳以上及び障がい者	1日当たり	350円
	1月当たり	3,500円
	3月当たり	8,400円
	6月当たり	14,700円

(5) トレーニングルーム及び歩行用プール

区分	単位	金額
一般（16歳以上64歳以下）	1日当たり	700円
	1月当たり	7,000円
	3月当たり	16,800円
	6月当たり	29,400円
65歳以上及び障がい者	1日当たり	490円
	1月当たり	4,900円
	3月当たり	11,760円
	6月当たり	20,580円

改 正 案

一般（16歳以上64歳以下）	1日当たり	520円
	1月当たり	5,200円
	3月当たり	12,480円
	6月当たり	21,840円
65歳以上及び障がい者	1日当たり	360円
	1月当たり	3,600円
	3月当たり	8,640円
	6月当たり	15,120円

(5) トレーニングルーム及び歩行用プール

区分	単位	金額
一般（16歳以上64歳以下）	1日当たり	720円
	1月当たり	7,200円
	3月当たり	17,280円
	6月当たり	30,240円
65歳以上及び障がい者	1日当たり	500円
	1月当たり	5,000円
	3月当たり	12,000円
	6月当たり	21,000円

(健康増進課)

議案第110号

栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市保健福祉センターの使用料の改定及び市民の利用に供する施設の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市保健福祉センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

使用料を改定し、市民の利用に供する施設から事務室及びデイサービス室を削ること。(別表第2関係)

[参照条文]

議案第98号と同じ。

議案第110号（健康増進課）

栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例

現		行	
別表第1（第4条関係）			
施設	利用時間	休館日	備考
栃木市栃木保健福祉センター	午前9時から午後5時まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日 (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） (4) 12月29日から翌年1月3日までの日	ボランティアルーム、レクリエーション室、図書室、録音室、 <u>遊戯室及びデイサービス室</u> の利用時間及び休館日については、別に定める。
略	略	略	

別表第2（第11条関係）

1 栃木市栃木保健福祉センター使用料

区分	午前9時から午後5時まで
大会議室	1時間につき <u>500円</u>
検診ホール	1時間につき <u>500円</u>
集会室	1時間につき 100円
事務室	月額 <u>100,000円</u>
デイサービス室	月額 <u>83,000円</u>

2 栃木市都賀保健センター使用料

区分	午前9時から午後5時まで
会議室	1時間につき <u>200円</u>
和室	1時間につき <u>200円</u>

改 正 案

別表第1 (第4条関係)

施設	利用時間	休館日	備考
栃木市栃木保健福祉センター	午前9時から午後5時まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日 (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) (4) 12月29日から翌年1月3日までの日	ボランティアルーム、レクリエーション室、図書室、録音室及び遊戯室の利用時間及び休館日については、別に定める。
略	略	略	

別表第2 (第11条関係)

1 栃木市栃木保健福祉センター使用料

区分	午前9時から午後5時まで
大会議室	1時間につき <u>520円</u>
検診ホール	1時間につき <u>520円</u>
集会室	1時間につき 100円

2 栃木市都賀保健センター使用料

区分	午前9時から午後5時まで
会議室	1時間につき <u>210円</u>
和室	1時間につき <u>210円</u>

現

行

調理実習室	1時間につき <u>300円</u>
-------	--------------------

3 栃木市藤岡保健福祉センター使用料

区分	午前9時から午後5時まで
会議室	1時間につき <u>200円</u>
検診ホール	1時間につき <u>400円</u>
調理実習室	1時間につき <u>600円</u>

改 正 案

調理実習室	1時間につき <u>310円</u>
-------	--------------------

3 栃木市藤岡保健福祉センター使用料

区分	午前9時から午後5時まで
会議室	1時間につき <u>210円</u>
検診ホール	1時間につき <u>420円</u>
調理実習室	1時間につき <u>620円</u>

栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正する条例の制定
について

提案理由

栃木市勤労者体育センター等の使用料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市勤労者体育センター条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表関係)
- 2 栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表関係)
- 3 とちぎ蔵の街観光館条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表第1関係)
- 4 栃木市倭町小江戸ひろば条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表関係)
- 5 かかしの里条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表関係)
- 6 栃木市大平まちづくり交流センター条例の一部改正
使用料を改定すること。(別表関係)
- 7 栃木市農村振興総合センター条例の一部改正

使用料を改定すること。（別表関係）

8 栃木市出流ふれあいの森条例の一部改正

使用料を改定すること。（別表第2関係）

9 栃木市農村婦人の家条例の一部改正

使用料を改定すること。（別表関係）

10 栃木市農産物加工所条例の一部改正

使用料を改定すること。（別表関係）

11 栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部改正

使用料を改定するとともに、字句の整理を行うこと。（別表第2関係）

[参照条文]

議案第98号と同じ。

議案第111号（商工振興課）

栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正する条例

現 行

【栃木市勤労者体育センター条例の一部改正】

別表（第7条、第19条関係）

競技場使用料

1 団体利用の使用料

区分	午前9時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで	
	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
全面利用	2時間ごとに <u>1, 200円</u>	2時間ごとに <u>1, 500円</u>	2時間ごとに <u>1, 600円</u>	2時間ごとに <u>1, 900円</u>
半面利用	2時間ごとに <u>600円</u>	2時間ごとに <u>750円</u>	2時間ごとに <u>800円</u>	2時間ごとに <u>950円</u>

2 略

備考 略

【栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正】

別表（第8条、第18条関係）

区分		利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
		会議室	市内の者	<u>900円</u>	<u>900円</u>
研修室	市外の者	<u>1, 100円</u>	<u>1, 100円</u>	<u>1, 100円</u>	
職業技能講習室					
教養文化室					
多目的ホール	団体利用	市内の者	2時間まで <u>2, 000円</u>		
		市外の者	2時間まで <u>2, 500円</u>		
	個人利用	市内の者	1人につき2時間まで 100円		
		市外の者	1人につき2時間まで 120円		

備考 略

改 正 案

【栃木市勤労者体育センター条例の一部改正】

別表（第7条、第19条関係）

競技場使用料

1 団体利用の使用料

区分	午前9時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで	
	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
全面利用	2時間ごとに <u>1</u>	2時間ごとに <u>1</u>	2時間ごとに <u>1</u>	2時間ごとに <u>1</u>
	<u>250円</u>	<u>570円</u>	<u>670円</u>	<u>990円</u>
片面利用	2時間ごとに <u>6</u>	2時間ごとに <u>7</u>	2時間ごとに <u>8</u>	2時間ごとに <u>9</u>
	<u>20円</u>	<u>80円</u>	<u>30円</u>	<u>90円</u>

2 略

備考 略

【栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正】

別表（第8条、第18条関係）

区分		利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
		会議室	市内の者	<u>940円</u>	<u>940円</u>
研修室	市外の者	<u>1,150円</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,150円</u>	
職業技能講習室					
教養文化室					
多目的ホール	団体利用	市内の者	2時間まで <u>2,090円</u>		
		市外の者	2時間まで <u>2,610円</u>		
	個人利用	市内の者	1人につき2時間まで 100円		
		市外の者	1人につき2時間まで 120円		

備考 略

現 行

【とちぎ蔵の街観光館条例の一部改正】

別表第1（第9条、第19条関係）

区分	利用時間	午前9時から午後1時	午後1時から午後5時	午後5時から午後9時
		まで	まで	まで
多目的ホール		1,000円	2,000円	2,000円
蔵座敷		500円	1,000円	1,000円

【栃木市倭町小江戸ひろば条例の一部改正】

別表（第6条関係）

施設名	区分	使用料
会議室	午前9時から午後1時まで	500円
	午後1時から午後6時まで	1,000円
略	略	略

【かかしの里条例の一部改正】

別表（第11条関係）

1 行商等の行為をする場合におけるかかしの里使用料

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これに類する行為	1日当たり	520円
業として、写真又は映画の撮影	1日当たり	520円
興行	1日当たり	5,250円

2 有料施設使用料

有料施設名	単位	金額
野外ステージ	2時間につき	310円
バーベキュー施設	市内の者	1,000円
	市外の者	1,500円
野球場	市内の者	500円
	市外の者	750円

改 正 案

【とちぎ蔵の街観光館条例の一部改正】

別表第1（第9条、第19条関係）

区分	利用時間	午前9時から午後1時	午後1時から午後5時	午後5時から午後9時
		まで	まで	まで
多目的ホール		1,040円	2,090円	2,090円
蔵座敷		520円	1,040円	1,040円

【栃木市倭町小江戸ひろば条例の一部改正】

別表（第6条関係）

施設名	区分	使用料
会議室	午前9時から午後1時まで	520円
	午後1時から午後6時まで	1,040円
略	略	略

【かかしの里条例の一部改正】

別表（第11条関係）

1 行商等の行為をする場合におけるかかしの里使用料

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これに類する行為	1日当たり	540円
業として、写真又は映画の撮影	1日当たり	540円
興行	1日当たり	5,500円

2 有料施設使用料

有料施設名	単位	金額
野外ステージ	2時間につき	320円
バーベキュー施設	市内の者	1,040円
	市外の者	1,570円
野球場	市内の者	520円
	市外の者	780円

現 行

テニスコート	市内の者	1時間につき	400円
	市外の者	1時間につき	600円

【栃木市大平まちづくり交流センター条例の一部改正】

別表（第10条、第19条関係）

区分		単位	金額
商業スペース		1平方メートルにつき月額	650円
交流サロン	利用面積が2分の1以上の場合	1時間	630円
	利用面積が2分の1未満の場合	1時間	310円
多目的ルームA		1時間	520円
多目的ルームB		1時間	420円
遮音スタジオ		1室につき1時間	520円
ボックスマーケット		1ボックスにつき月額	500円
略		略	略
プロジェクター		1式1回	1,050円
ワイヤレスアンプ		1式1回	520円

【栃木市農村振興総合センター条例の一部改正】

別表（第9条関係）

利用時間 利用区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
和室1	300円	300円	300円
和室2	300円	300円	300円
ホール	500円	500円	500円
講座室	200円	200円	200円

改 正 案

テニスコート	市内の者	1時間につき	<u>420円</u>
	市外の者	1時間につき	<u>620円</u>

【栃木市大平まちづくり交流センター条例の一部改正】

別表（第10条、第19条関係）

区分		単位	金額
商業スペース		1平方メートルにつき月額	<u>680円</u>
交流サロン	利用面積が2分の1以上の場合	1時間	<u>660円</u>
	利用面積が2分の1未満の場合	1時間	<u>320円</u>
多目的ルームA		1時間	<u>540円</u>
多目的ルームB		1時間	<u>440円</u>
遮音スタジオ		1室につき1時間	<u>540円</u>
ボックスマーケット		1ボックスにつき月額	<u>520円</u>
略		略	略
プロジェクター		1式1回	<u>1,100円</u>
ワイヤレスアンプ		1式1回	<u>540円</u>

【栃木市農村振興総合センター条例の一部改正】

別表（第9条関係）

利用時間 利用区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
和室1	<u>310円</u>	<u>310円</u>	<u>310円</u>
和室2	<u>310円</u>	<u>310円</u>	<u>310円</u>
ホール	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
講座室	<u>210円</u>	<u>210円</u>	<u>210円</u>

現 行

調理室	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>
多目的広場	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>

【栃木市出流ふれあいの森条例の一部改正】

別表第2（第9条、第20条関係）

1 体験交流センター

施設名	区分	使用料
研修室	午前9時から午後1時まで	<u>2,100円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>2,100円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>2,100円</u>

2 コテージ等

施設名	区分		使用料
コテージ	大型（12人用）	宿泊利用	午後3時から翌日午前10時まで 25,200円
		休憩利用	午後10時30分から午後2時30分まで 6,300円
	大型（6人用）	宿泊利用	午後3時から翌日午前10時まで 12,600円
		休憩利用	午後10時30分から午後2時30分まで 3,150円
キャンプ施設	オートキャンプ施設	テント貸出し（1区画）	午前10時から翌日午前10時まで 3,500円
		テント持込み（1区画）	2,500円
	一般キャンプ施設	テント貸出し（1張）	2,100円
		テント持込み	1,050円

改 正 案

調理室	1, 100円	1, 100円	1, 100円
多目的広場	310円	310円	310円

【栃木市出流ふれあいの森条例の一部改正】

別表第2（第9条、第20条関係）

1 体験交流センター

施設名	区分	使用料
研修室	午前9時から午後1時まで	2, 200円
	午後1時から午後5時まで	2, 200円
	午後5時から午後9時まで	2, 200円

2 コテージ等

施設名	区分		使用料
コテージ	大型（12人用）	宿泊利用	午後3時から翌日午前10時まで 26, 400円
		休憩利用	午後10時30分から午後2時30分まで 6, 600円
	大型（6人用）	宿泊利用	午後3時から翌日午前10時まで 13, 200円
		休憩利用	午後10時30分から午後2時30分まで 3, 300円
キャンプ施設	オートキャンプ施設	テント貸出し（1区画）	午前10時から翌日午前10時まで 3, 660円
		テント持込み（1区画）	
	一般キャンプ施設	テント貸出し（1張）	2, 200円
		テント持込み	1, 100円

現 行

		(1張)	
バーベキュー 一施設	1 炉	午前 10 時から午後 4 時まで	<u>1, 050 円</u>

【栃木市農村婦人の家条例の一部改正】

別表 (第 6 条関係)

1 栃木市大平農村婦人の家

利用時間 利用区分	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
農産加工室	<u>840 円</u>	<u>840 円</u>	<u>840 円</u>
大研修室	<u>500 円</u>	<u>500 円</u>	<u>500 円</u>
小研修室	200 円	200 円	200 円

2 栃木市西方農村婦人の家

利用時間 利用区分	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
農産加工室	<u>1, 050 円</u>	<u>1, 050 円</u>	<u>1, 050 円</u>
研修室兼健康増進室	<u>500 円</u>	<u>500 円</u>	<u>500 円</u>
共同学習室(小)	200 円	200 円	200 円
共同学習室(大)	<u>300 円</u>	<u>300 円</u>	<u>300 円</u>

【栃木市農産物加工所条例の一部改正】

別表 (第 7 条関係)

1 栃木市大平西地区農産加工所

利用時間 利用区分	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
味噌等製造室	<u>1, 050 円</u>	<u>1, 050 円</u>	<u>1, 050 円</u>
菓子製造室	<u>840 円</u>	<u>840 円</u>	<u>840 円</u>

改 正 案

		(1張)	
バーベキュー 一施設	1炉	午前10時から午後4時まで	<u>1,100円</u>

【栃木市農村婦人の家条例の一部改正】

別表（第6条関係）

1 栃木市大平農村婦人の家

利用時間 利用区分	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 9時まで
農産加工室	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>
大研修室	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
小研修室	200円	200円	200円

2 栃木市西方農村婦人の家

利用時間 利用区分	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 9時まで
農産加工室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
研修室兼健康増進室	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
共同学習室(小)	200円	200円	200円
共同学習室(大)	<u>310円</u>	<u>310円</u>	<u>310円</u>

【栃木市農産物加工所条例の一部改正】

別表（第7条関係）

1 栃木市大平西地区農産加工所

利用時間 利用区分	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 9時まで
味噌等製造室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
菓子製造室	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>

現 行

漬物製造室	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
-------	-------------	-------------	-------------

2 栃木市藤岡農産加工センター

利用時間 利用区分	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 9時まで
味噌等製造室	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>
菓子製造室	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>

3 栃木市西方農産加工所

利用時間 利用区分	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 9時まで
ジャム加工室	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>
ジュース加工室	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>
漬物加工室	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>
仕出加工室	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>
菓子加工室	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>

4 栃木市真名子農産加工所

利用時間 利用区分	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 9時まで
味噌等製造室	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>

5 栃木市岩舟町ふるさとセンター

利用時間 利用区分	午前9時から午 後1時まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時から午 後9時まで	
研修室	市内の団体	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>
	市外の団体	<u>2,100円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,100円</u>
	その他	<u>5,250円</u>	<u>5,250円</u>	<u>5,250円</u>
会議室	市内の団体	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
	市外の団体	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>
	その他	<u>2,100円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,100円</u>

改 正 案

漬物製造室	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
-------	-------------	-------------	-------------

2 栃木市藤岡農産加工センター

利用時間 利用区分	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 9時まで
味噌等製造室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
菓子製造室	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>

3 栃木市西方農産加工所

利用時間 利用区分	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 9時まで
ジャム加工室	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>
ジュース加工室	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>
漬物加工室	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>
仕出加工室	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>
菓子加工室	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>

4 栃木市真名子農産加工所

利用時間 利用区分	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 9時まで
味噌等製造室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>

5 栃木市岩舟町ふるさとセンター

利用時間 利用区分	午前9時から午 後1時まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時から午 後9時まで	
研修室	市内の団体	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
	市外の団体	<u>2,200円</u>	<u>2,200円</u>	<u>2,200円</u>
	その他	<u>5,500円</u>	<u>5,500円</u>	<u>5,500円</u>
会議室	市内の団体	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
	市外の団体	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
	その他	<u>2,200円</u>	<u>2,200円</u>	<u>2,200円</u>

現 行

農産加工室	一般利用	市内の団体	1日 <u>2,100円</u>
		市外の団体	1日 <u>5,250円</u>
		その他	1日 <u>10,500円</u>
	味噌製造		1工程(3日) <u>4,200円</u> 追加1日につき <u>1,050円</u>

【栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部改正】

別表第2 (第9条、第17条関係)

1 栃木市岩舟農村環境改善センター

区分	単位	使用料	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
多目的ホール	1時間当たり	<u>700円</u>	<u>870円</u>
第1会議室	1時間当たり	<u>300円</u>	<u>370円</u>
第2会議室	1時間当たり	<u>300円</u>	<u>370円</u>
第3会議室	1時間当たり	100円	120円
事務所1	1年当たり	<u>120,000円</u>	
事務所2	1年当たり	<u>45,000円</u>	

備考 略

2 略

改 正 案

農産加工室	一般利用	市内の団体	1日 <u>2,200円</u>
		市外の団体	1日 <u>5,500円</u>
		その他	1日 <u>11,000円</u>
	味噌製造		1工程(3日) <u>4,400円</u> 追加1日につき <u>1,100円</u>

【栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部改正】

別表第2 (第8条、第16条関係)

1 栃木市岩舟農村環境改善センター

区分	単位	使用料	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
多目的ホール	1時間当たり	<u>730円</u>	<u>910円</u>
第1会議室	1時間当たり	<u>310円</u>	<u>380円</u>
第2会議室	1時間当たり	<u>310円</u>	<u>380円</u>
第3会議室	1時間当たり	100円	120円
事務所1	1年当たり	<u>125,710円</u>	
事務所2	1年当たり	<u>47,140円</u>	

備考 略

2 略

(観光振興課)

議案第112号

栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

電気自動車用急速充電器の使用料の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

電気自動車用急速充電器の使用料を定めること。

(第6条、第15条及び別表第2関係)

[参照条文]

議案第98号と同じ。

議案第112号（観光振興課）

栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例

現 行

（使用料）

第6条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、市長に別表に定める額の使用料を支払わなければならない。ただし、とちぎ山車会館及びとちぎ蔵の街美術館の入館者が駐車場を利用する場合は、この限りでない。

（利用料金の額）

第15条 指定管理者は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の額を定めることができる。

別表（第6条、第15条関係）

自動車の種類	金額
普通自動車	最初の30分までを100円とし、以後30分（30分未満の端数時間は30分とする。）ごとに100円を加算した額
中型自動車	1回につき、1,000円
大型自動車	

改 正 案

(使用料)

第6条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、市長に別表第1に定める額の使用料を支払わなければならない。ただし、とちぎ山車会館及びとちぎ蔵の街美術館の入館者が駐車場を利用する場合は、この限りでない。

2 電気自動車用急速充電器を利用する者は、市長に別表第2に定める額の使用料を支払わなければならない。

(利用料金の額)

第15条 指定管理者は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の額を定めることができる。

別表第1（第6条、第15条関係）

自動車の種類	金額
普通自動車	最初の30分までを100円とし、以後30分（30分未満の端数時間は30分とする。）ごとに100円を加算した額
中型自動車 大型自動車	1回につき、1,000円

別表第2（第6条、第15条関係）

区分	金額
電気自動車用急速充電器	1回（30分以内）につき550円

(藤岡産業振興課)

議案第 1 1 3 号

道の駅にしかた条例及び道の駅みかも条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

電気自動車用急速充電器の使用料の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、道の駅にしかた条例及び道の駅みかも条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 道の駅にしかた条例の一部改正

(1) 施設の構成に電気自動車用急速充電器を加えること。(第 3 条関係)

(2) 電気自動車用急速充電器の使用料を定めること。

(第 1 1 条及び別表関係)

2 道の駅みかも条例の一部改正

(1) 施設の構成に電気自動車用急速充電器を加えること。(第 3 条関係)

(2) 電気自動車用急速充電器の使用料を定めること。

(第 1 1 条及び別表関係)

[参照条文]

議案第 9 8 号と同じ。

議案第113号（藤岡産業振興課）

道の駅にしかた条例及び道の駅みかも条例の一部を改正する条例

現 行

【道の駅にしかた条例の一部改正】

（施設）

第3条 道の駅にしかた（以下「道の駅」という。）は、次に掲げる施設その他の当該施設に付帯する施設及び設備をもって構成する。

(1)～(3) 略

(4) キララ館

(5) 多目的広場

(6) 休憩施設

(7) 駐車場

（使用料）

第11条 農産物直売所、農村レストラン及び交流物産館の利用者は、使用料を納付しなければならない。

別表（第11条関係）

施設区分	販売品目	会員区分	使用料
農産物直売所	農産物・農産物	1号会員	販売額の15%
農村レストラン	加工品等	2号会員	販売額の16%
交流物産館		3号会員	販売額の20%
	その他	1号～3号会員	販売額の40%以内で市長が別に定める額
キララ館	—	—	日額5,000円
略	略	略	略

備考 略

改 正 案

【道の駅にしかた条例の一部改正】

(施設)

第3条 道の駅にしかた（以下「道の駅」という。）は、次に掲げる施設その他の当該施設に付帯する施設及び設備をもって構成する。

(1)～(3) 略

(4) 電気自動車用急速充電器

(5) キララ館

(6) 多目的広場

(7) 休憩施設

(8) 駐車場

(使用料)

第11条 農産物直売所、農村レストラン、交流物産館及び電気自動車用急速充電器の利用者は、使用料を納付しなければならない。

別表（第11条関係）

施設区分	販売品目	会員区分	使用料
農産物直売所	農産物・農産物	1号会員	販売額の15%
農村レストラン	加工品等	2号会員	販売額の16%
交流物産館		3号会員	販売額の20%
	その他	1号～3号会員	販売額の40%以内で市長が別に定める額
<u>電気自動車用急速充電器</u>	—	—	<u>1回（30分以内）につき550円</u>
キララ館	—	—	日額5,000円
略	略	略	略

備考 略

現 行

【道の駅みかも条例の一部改正】

(施設)

第3条 道の駅みかも（以下「道の駅」という。）は、次に掲げる施設その他の当該施設に付帯する施設及び設備をもって構成する。

(1)～(4) 略

(5) 休憩施設

(6) イベント広場

(7) 駐車場

(使用料)

第11条 農産物直売室、農産物加工・販売室、地域食材供給室又は物産館の利用者は、使用料を納付しなければならない。

別表（第11条関係）

施設区分	販売品目	会員区分	使用料
農産物直売室	農産物・農産物加工品等	1号会員	販売額の15%
農産物加工・販売室		2号会員	販売額の16%
地域食材供給室		3号会員	販売額の20%
物産館	その他	1号～3号会員	販売額の40%以内で市長が別に定める額
イベント広場 駐車場 その他の施設	—	—	1平方メートルにつき日額1,000円。ただし、市が指定した区画にあっては、1区画につき日額5,000円

備考 略

改 正 案

【道の駅みかも条例の一部改正】

(施設)

第3条 道の駅みかも（以下「道の駅」という。）は、次に掲げる施設その他の当該施設に付帯する施設及び設備をもって構成する。

(1)～(4) 略

(5) 電気自動車用急速充電器

(6) 休憩施設

(7) イベント広場

(8) 駐車場

(使用料)

第11条 農産物直売室、農産物加工・販売室、地域食材供給室、物産館又は電気自動車用急速充電器の利用者は、使用料を納付しなければならない。

別表（第11条関係）

施設区分	販売品目	会員区分	使用料
農産物直売室	農産物・農産物加工品等	1号会員	販売額の15%
農産物加工・販売室		2号会員	販売額の16%
地域食材供給室		3号会員	販売額の20%
物産館	その他	1号～3号会員	販売額の40%以内で市長が別に定める額
<u>電気自動車用急速充電器</u>	—	—	<u>1回（30分以内）につき 550円</u>
イベント広場 駐車場 その他の施設	—	—	1平方メートルにつき日額1,000円。ただし、市が指定した区画にあっては、1区画につき日額5,000円

備考 略

(土木管理課)

議案第114号

栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例
の一部を改正する条例の制定について

提案理由

道路及び河川の占用料を算出する際に乗じる率の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川
占用料徴収条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市道路占用料徴収条例の一部改正

占用料を算出する際に乗じる率を「100分の108」から「100分
の110」に改定すること。(第2条関係)

2 栃木市準用河川占用料徴収条例の一部改正

占用料を算出する際に乗じる率を「100分の108」から「100分
の110」に改定すること。(第4条関係)

[参照条文]

議案第98号と同じ。

現

行

【栃木市道路占用料徴収条例の一部改正】

（占用料の額）

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。この場合において、占用期間が1月未満のときは、同表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

【栃木市準用河川占用料徴収条例の一部改正】

（流水占用料等の徴収及び減免）

第4条 市長は、法第32条第1項の規定により、法第23条から第25条までの規定による流水の占用、土地の占用又は土石等の採取（以下「流水占用等」という。）の許可を受けた者から、次に掲げるところにより算定した額の流水占用料、土地占用料、土石採取料又は河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収する。

- (1) 流水占用料の額は、別表第1の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合は、100円）に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。
- (2) 略
- (3) 土石採取料の額は、別表第3の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合は、100円）に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。
- (4) 河川産出物採取料の額は、別表第4の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合は、100円）に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

2・3 略

改 正 案

【栃木市道路占用料徴収条例の一部改正】

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。この場合において、占用期間が1月未満のときは、同表により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

【栃木市準用河川占用料徴収条例の一部改正】

(流水占用料等の徴収及び減免)

第4条 市長は、法第32条第1項の規定により、法第23条から第25条までの規定による流水の占用、土地の占用又は土石等の採取（以下「流水占用等」という。）の許可を受けた者から、次に掲げるところにより算定した額の流水占用料、土地占用料、土石採取料又は河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収する。

(1) 流水占用料の額は、別表第1の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合は、100円）に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

(2) 略

(3) 土石採取料の額は、別表第3の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合は、100円）に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

(4) 河川産出物採取料の額は、別表第4の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合は、100円）に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

2・3 略

(公園緑地課)

議案第115号

栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

公園の使用料を算出する際に乗じる率の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 字句の整理を行うこと。(第3条関係)
- 2 使用料を算出する際に乗じる率を「100分の10.8」から「100分の11.0」に改定すること。(第11条関係)

[参照条文]

議案第98号と同じ。

現	行
（行為の制限）	
第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ない。	
(1)・(2) 略	
(3) <u>興業</u> を行うこと。	
(4)・(5) 略	
2～5 略	
（使用料）	
第11条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。この場合において、占用期間が1月未満のときは、同表により算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。	
2 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料を納付しなければならない。	

改 正 案

(行為の制限)

第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 興行を行うこと。

(4)・(5) 略

2～5 略

(使用料)

第11条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。この場合において、占用期間が1月未満のときは、同表により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料を納付しなければならない。

